

## (仮称) 寺山公園屋内教養施設 施設機能・管理運営計画検討委員会開催要綱

### (目的)

第1条 地区公園の中に屋内教養施設を設置することにより、年間を通して利用できる親子の居場所を創出することを目的とした施設の整備にあたり、平成23年度策定した「(仮称) 寺山公園屋根付き休養施設基本構想」を基に施設、設備、管理運営等について、市民や学識経験者等から幅広い意見を聴取するため、(仮称) 寺山公園屋内教養施設 施設機能・管理運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) (仮称) 寺山公園屋内教養施設の施設・設備に関する事項
- (2) (仮称) 寺山公園屋内教養施設の事業に関する事項
- (3) (仮称) 寺山公園屋内教養施設の管理・運営に関する事項
- (4) その他市長が必要と認めること

### (委員構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員の服務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は，市長が招集する。

2 委員会の会議は，公開とする。

(意見の聴取)

第8条 市長は，特に必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外のものを出席させ，資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，東区役所健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成25年5月1日から施行する。